小原流 教授会規約

(総則)

第一条 一般財団法人小原流(以下本法人という)本部規約第七条及び第十六条に定める本法人教授会(以下本会という)の組織及び運営並びに事業は、本規約の定めるところによる。

(目的)

第二条 本会は、本法人本部規約第四十二条に定める専門教授者をもって組織し、本法人の目的とするいけば なの普及の為、専門教授者の指導育成並びに教授活動の向上を図り、かつ専門教授者の福利厚生を充 実することを目的とする。

(事業)

- 第三条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
 - 一 機関誌の発行
 - 二 専門教授者の養成
 - 三 専門教授者の教授活動に対する指導・援助
 - 四 専門教授者に対する支部研究会の運営監査
 - 五 専門教授者に対する講習講演会等の開催
 - 六 専門教授者が行う展覧会等に対する指導・援助
 - 七 専門教授者に対する福利厚生事業
 - 八 その他前条の目的を達成する為に必要な事業

(会員)

- 第四条 本会の会員資格は、次の通り定める。
 - 一 本法人本部規約第四十二条に定める専門教授者
 - 二 教務・副教務の称号を有する者

(登録)

- 第五条 会員は、本会に登録手続きをとらなければならない。
 - 2. 本規約第四条に定める会員資格を取得し、入会又は申請手続きを行った時点で会員として登録する。
 - 3. 登録時には、登録料を納入しなければならない。

(登録料)

第六条 登録料は次の通り定める。

登録料 2,000円

(会費)

第七条 会員は次に定める年度会費を年度毎に納入しなければならない。

年度会費 3,000円

(会員の権利享受)

- 第八条 会員は本法人の行う事業の内から次の権利を享受することが出来る。
 - 一 支部専門教授者研究会への参加
 - 二 本会会員を対象とする研究会・講習講演会等への参加
 - 三 教授活動の優秀者への褒章

(会員資格の喪失)

- 第九条 会員は、次の場合その資格を失う。
 - 一 登録料あるいは会費の滞納

(役員)

第十条

1. 本会には、次の役員を置く。

会長1名運営委員若干名

- 2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3. 運営委員は、事業を執行監督する。
- 4. 会長事故あるときは、理事長が指名した運営委員が、その職務を代行する。

(役員の選出と任期)

第十一条

- 1. 役員は、本会の会員中より理事会が選出し、理事長が任命する。 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 2. 補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(運営委員会)

- 第十二条 運営委員会は、運営方針を決定し事業を執行監督する為、会長が毎年2回以上招集する。
 - 2. 本委員会の議長は、会長とする。
 - 3. 本委員会は、書面をもってこれに代えることが出来る。
 - 4. 本委員会の議決は、理事会に付託し、その承認を得なければならない。但し、本法人の事業計画に関る 議決は、理事会の議決を経、評議員会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第十三条 本規約の変更については、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 第一条 平成2年12月31日現在、教務・副教務及び専門認定教授者として登録された教授有資格者は、本規約に定める専門教授者又は、会員として、認定し、登録料は免除する。
- 第二条 本規約は、平成3年2月定期理事会並びに評議員会の承認を得て施行する。
- 第三条 本規約は、平成3年3月1日より施行する。
- 第四条 本規約の発行に伴い、昭和49年2月27日施行した小原流専門認定教授会運営要綱は廃止する。

本規約は、平成8年3月1日より一部改定施行する。

本規約は、平成9年3月1日より改定施行する。

本規約は、平成13年1月1日より改定施行する。

本規約は、平成26年1月1日より改定施行する。

本規約は、平成26年4月1日より一部改定施行する。

本規約は、令和 5年1月1日より一部改定施行する。